

荒尾市立図書館電子書籍サービス構築業務仕様書

インターネット環境下のパソコン等電子端末で閲覧できる電子的著作物（以下「電子書籍」という）の荒尾市立図書館におけるサービス構築業務に関わる必要事項を、下記のとおり定める。

記

1 業務名

荒尾市立図書館電子書籍サービス構築業務

2 目的・趣旨等

荒尾市は、市民の「新しい生活様式」を支援するために、来館せずに24時間充実した読書環境を提供できるよう、荒尾市立図書館に電子書籍サービスを大規模に導入する。市民が余暇として楽しめるだけでなく、GIGAスクールでタブレット端末が行き渡った児童生徒の読書教育・学習支援、高校生以上の専門的な学習支援、さらには、ビジネス支援や健康増進にまで役立つ、他に類を見ない「全世代型・多用途型」の電子書籍サービスを、令和4年度から開始する。本業務は、このような電子書籍サービスを開始するのに必要な、コンテンツ及びプラットフォームの選定並びに利用環境及び管理環境の構築によって構成される。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで。

4 電子書籍サービス開始時期

令和4年4月1日（予定。荒尾市が指定する期日とする。）

5 必要な電子書籍サービスの内容

(1) 電子書籍コンテンツの要件

ア コンテンツは、公共図書館での利用が許諾され、出版社が提供している有償コンテンツであること。無償コンテンツは対象外とする。

イ サービス開始時点における初期コンテンツは、合計点数を7,000点とする。

ウ 初期コンテンツのライセンスは、期間無制限型又は有期限アクセス型であること。ただし、期間無制限型コンテンツの占める割合が、点数で全体の25%かつ費用で40%以上であること。

(2) 電子書籍サービスの機能要件

- ア 個々のコンテンツ画面から書誌情報を確認できること。
- イ 個々のコンテンツ画面から目次を確認することができ、目次から目的とする章や文章へジャンプできること。
- ウ コンテンツの同時アクセス数は原則1とすること。

(3) 電子書籍サービスのプラットフォーム及びサポートに関する要件及び機能

- ア クラウド型のサービスとし、荒尾市立図書館がサーバー等のシステムを所有し管理する必要がないこと。
- イ 導入するコンテンツの内容を充実させるために、電子図書館プラットフォームを複数組み合わせても構わない。ただし、利用者の利便性には十分に配慮すること。
- ウ 利用に当たって、利用者がビューワー等をダウンロード又はインストールする必要が特にないこと。
- エ 文字の拡大機能など、多様な利用者にとって便利な機能が備わっていること。
- オ 利用可能な電子端末として、パソコンのほかに、スマートフォン及びタブレットにも対応していること。
- カ 上記オで想定した端末の、OSのアップデートにタイムラグなく対応し、利用に支障を来さないようにすること。
- キ 詳細なマニュアルをオンライン上に備えていること。
- ク 電子書籍プラットフォームのトップページとして、荒尾市立図書館に特有のページをデザインできること。
- ケ コンテンツの発注を図書館からオンラインで行うことができ、発注したコンテンツは速やかに利用に供することが可能であること。
- コ 市販されているもの以外のオリジナルコンテンツを搭載できること。
- サ 荒尾市立図書館の図書館システムとシステム連携すること。具体的には、利用者が図書館システム内にログインすることで電子書籍を利用でき、紙の書籍と電子書籍を同時に検索できること。

(4) 初期コンテンツ全体の内容構成に関する要件

初期コンテンツ7,000点については、前掲「目的・趣旨等」を達成するための内容構成とする。

- ア 分野・内容的な留意点・点数割合は以下①～③のとおりとする。

①専門書・ビジネス支援に関するもの

- ・人文科学・社会科学・自然科学の専門的な書籍。実務従事者や専門課程の学生の役に立つ水準のものを豊富に取りそろえること。
 - ・人文科学については、荒尾市の歴史や文化に関するものを含めること。
 - ・社会科学・自然科学については、特に最新の経済・ビジネス(資格取得を含む。)、情報科学、技術工学、医学看護に関するものを豊富に取りそろえること。荒尾市及び周辺地域の産業(歴史的なものを含む。)に関連するものを含めること。
 - ・期間無制限型コンテンツを中心に、全点数の15%以上の割合とすること。
- ②児童生徒の学習支援・読書推進に関するもの
- ・小学生から中高生までの読書教育・学習支援に役立つ書籍を豊富に取りそろえること。特に児童生徒が宿題や調べ学習で利用できる書籍で、辞典・事典・図鑑・白書・年鑑などレファレンスに関するものが多数含まれることが望ましい。
 - ・未就学児向けのものもここに含める。
 - ・全点数の15%以上とする。
- ③その他、幅広い利用者の娯楽や生涯学習に役立つもの
- ・若者から高齢者まで幅広い利用者に、読書の楽しみや有用性が伝わる、広く利用が期待される書籍。新書、ベストセラー、名作、趣味、実用書などを幅広く取りそろえ、多くの利用者に繰り返し利用されることが望ましい。
 - ・全点数の50%以上とする。
- イ 荒尾市立図書館が所蔵する紙の書籍の蔵書とのバランス・関係性に配慮し、紙の書籍と併せて、より幅広い読書機会を利用者に提供できるよう工夫すること。

6 電子書籍サービス構築業務の要件

(1) 初期コンテンツの確定とサービス開始の準備

- ア 事業者がプロポーザルにおいて提案した初期コンテンツ候補リストに基づいて、荒尾市が初期コンテンツ7,000点を令和4年1月末までに確定する。事業者は、令和4年4月1日に初期コンテンツ全点を利用に供するよう準備しなければならない。
- イ やむを得ない事情で初期コンテンツの一部タイトルについて差し替えの必要が生じた場合には、事業者は速やかに荒尾市へその旨を報告し、指示を仰ぐこと。
- ウ 荒尾市が用意するオリジナルコンテンツについても、サービスできるよう準備をすること。

- (2) 電子書籍プラットフォームトップページのデザイン
- ア 事業者は、電子書籍プラットフォームのトップページのデザイン案を、サービス開始までに荒尾市へ提示し、承認を得た上でデザインを実装すること。
 - イ その際、サービス開始後のトップページのデザイン変更について、具体的な計画と方法を提示すること。
- (3) 図書館システムとのシステム連携の確認
- 図書館システムと電子書籍サービスとのシステムの連携は、図書館システム業者が準備する。事業者は、その環境整備に協力し、動作確認を行って、サービス開始までに荒尾市へ動作確認の結果を報告すること。
- (4) 管理者向け利用説明会の実施
- 事業者は、サービス開始までに1回以上、荒尾市及び図書館スタッフに対して、管理者向けの利用説明会を行うこと。説明会は、対面でもリモートでも構わない。
- (5) 業務計画及び体制の提示
- ア 事業者は、構築業務を開始するに当たって、事前に荒尾市に対して業務計画(スケジュール)及び業務推進体制(名簿等)を書面で提出すること。
 - イ また、サービス開始までに、開始後のサポート体制を荒尾市へ書面で提出すること。